

# 青森県報

第二千七百四十九号

平成十九年  
三月二日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

結核予防法による医療機関の指定.....	(保健衛生課).....	一
介護保険法による居宅サービス事業者の指定.....	(高齢福祉課).....	一
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定.....	(同).....	二
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定.....	(同).....	二
障害福祉サービス事業者の指定.....	(障害福祉課).....	三
技能検定試験の施行.....	(労政・能力開発課).....	三
二級河川の指定の変更.....	(河川砂防課).....	四
都市計画の変更.....	(都市計画課).....	四
公 告		
公有地の売却に係る一般競争入札.....	(港湾空港課).....	五
右 同.....	(同).....	五
公安委員会		
猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催.....	(生活環境課).....	六
右 同.....	(同).....	七
正 誤		
平成十五年七月十六日及び平成十九年二月二十一日定例出先機関中.....	(農村整備課).....	八

## 告 示

青森県告示第百三十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第四百二十二号）第二条の五第一項の規定により告示する。

平成十九年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人白生会胃腸病院	五所川原市字中平井町一四二の一	平成十九年三月二日

青森県告示第百三十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を行う者を指定したので、同法第七十八条第一項の規定により公示する。

平成十九年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は 氏 名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビス種 類	居宅サ ビス事 業所	指 定 年 月 日
有限会社 ウイズユ ー	八戸市大字尻内 一丁目字張田三五の 一	訪問介護	ヘルパーステ ーションスタ ー 一丁目字張田三五の 一	平成 一九・二・五

株式会社野忠建設	上北郡野辺地の町 字大月平六七の二二三	福祉用具貸与	エイジーカー	上北郡野辺地の町 字大月平六七の二二三	一九・二・二六
株式会社野忠建設	上北郡野辺地の町 字大月平六七の二二三	特定福祉用具販売	エイジーカー	上北郡野辺地の町 字大月平六七の二二三	"
株式会社夢の家	平川市本町平野 四一の三九	訪問介護	株式会社夢の家	平川市本町平野 四一の三九	一九・二・一九
有限会社津軽サボ	東津軽郡今別町 大字浜名字中宇田一の二一八	訪問介護	有限会社津軽サボ	東津軽郡今別町 大字浜名字中宇田一の二一八	一九・二・二二

青森県告示第百三十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次とおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十九年三月二日

青森県知事 三村 申吾

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	年月日
株式会社夢の家	株式会社夢の家	平川市本町平野四一の三九	株式会社夢の家	平川市本町平野四一の三九	平成一九・二・一九
有限会社津軽サボ	有限会社津軽サボ	東津軽郡今別町大字浜名字中宇田一の二一八	有限会社津軽サボ	東津軽郡今別町大字浜名字中宇田一の二一八	一九・二・二二
社会福祉法人吉幸会	三戸郡田子町大字田子字七日市上ノ平六〇	三戸郡三戸町大字六日町三一	三戸郡三戸町大字六日町三一	三戸郡三戸町大字六日町三一	"
合同会社グー	八戸市大字中居林字雷三の一八	八戸市大字中居林字雷三の一八	ケアブランド	八戸市大字中居林字雷三の一八	"

青森県告示第百三十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次とおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の九第一号の規定により公示する。

平成十九年三月二日

青森県知事 三村 申吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は主たる事務所の所在地又は住所	介護予防の種類	名称	所在地	年月日
有限会社ウイズユ	八戸市大字尻内町字張田三五の一	訪問介護	ヘルパーシステム	八戸市大字尻内町字張田三五の一	平成一九・二・二五
有限会社のじり苑	青森市大字野尻字今田五八の一	訪問介護	訪問介護のじり苑	青森市大字野尻字今田五八の一	一九・二・二六
株式会社野忠建設	上北郡野辺地の町 字大月平六七の二二三	介護予防用具貸与	エイジーカー	上北郡野辺地の町 字大月平六七の二二三	"
株式会社野忠建設	上北郡野辺地の町 字大月平六七の二二三	介護予防用具販売	エイジーカー	上北郡野辺地の町 字大月平六七の二二三	"
株式会社夢の家	平川市本町平野 四一の三九	訪問介護	株式会社夢の家	平川市本町平野 四一の三九	一九・二・一九
有限会社修清	北津軽郡中泊町 大字中里字宝森二九一の三	通所介護	サテライトの湯	北津軽郡中泊町 大字中里字宝森二九一の三	一九・二・二〇
有限会社修清	北津軽郡中泊町 大字中里字宝森二九一の三	通所介護	セイ・サービ	北津軽郡中泊町 大字中里字宝森二九一の三	"
有限会社津軽サボ	東津軽郡今別町 大字浜名字中宇田一の二一八	訪問介護	有限会社津軽サボ	東津軽郡今別町 大字浜名字中宇田一の二一八	一九・二・二二
社会福祉法人光仁社	むつ市大字奥内 字竹立九	訪問介護入浴	ホーム養護老人園	むつ市大字奥内 字竹立九	"

青森県告示第百四十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成十九年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業	名称	東洋シルバースタイル株式会社	東洋シルバースタイル株式会社
	主たる事務所の所在地	青森市中佃三丁目七の二三	青森市中佃三丁目七の二三
障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス	重度訪問介護	居宅介護
	障害福祉サービスを行う事業所	エコールヘルパーセンター	エコールヘルパーセンター
所在地	所在地	弘前市大字駅前二丁目八の三	弘前市大字駅前二丁目八の三
	指定年月日	平成一六・〇・一	〃

青森県告示第百四十一号

平成十九年度前期技能検定試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示する。

平成十九年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施職種

1 一級及び二級

造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、マシニングセンタ作業）、放電加工（数値制御型彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）、鉄工（製缶作業、構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て

（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業、木製建具機械加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ作業、広告面粘着シート仕上げ作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

2 三級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御盤作業、マシニングセンタ作業）、建築板金（内外装板金作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械保全（機械系保全作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

3 単一等級

塗料調色（調色作業）

二 実施期日

1 実技試験は、平成十九年六月十一日（月）から同年九月十六日（日）までの間において、青森県職業能力開発協会が指定する日を行う。

2 学科試験

(一) 平成十九年七月二十九日（日）に実施する職種

三級

園芸装飾、造園、機械加工、建築板金、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ、フラワー装飾  
(二) 平成十九年八月二十六日（日）に実施する職種  
一級及び二級

装

造園、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、塗

(三) 平成十九年九月二日(日)に実施する職種

一級及び二級

機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、印刷、左官、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ

(四) 平成十九年九月九日(日)に実施する職種

(1) 一級及び二級

放電加工、建築板金、仕上げ、電気機器組立て、タイル張り、熱絶縁施工  
塗装、フラワー装飾

(2) 単一等級

塗料調色

三 実施場所

1 実技試験は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。

2 学科試験は、次に掲げる場所において行う。ただし、受検人員により会場数が増減される場合もある。

青森市 弘前市 十和田市

四 受検申請書の提出期限

平成十九年四月三日(火)から同月十三日(金)まで

五 その他検定に関し必要な事項

1 受検申請書の用紙及び受検案内は、青森県職業能力開発協会に配布する。

2 受検申請書の提出先

青森市大字野尻字今田四三の一

青森県職業能力開発協会

3 技能検定についての詳しいことは、青森県商工労働部労政・能力開発課(電話

〇一七 七三四 九四一五)又は青森県職業能力開発協会(電話〇一七 七三八

五五六一)へ問い合わせること。

青森県告示第百四十二号

二級河川の指定を次のとおり変更するので、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第五条第六項において準用する同条第三項の規定により公示する。

平成十九年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 変更前

奥入瀬川水系

名称	区	
	上流端	下流端
明神川	左岸 上北郡おいらせ町黒坂谷地三五二番一地先 右岸 上北郡おいらせ町黒坂谷地三五三番一地先	奥入瀬川への合流点

二 変更後

明神川水系

名称	区	
	上流端	下流端
明神川	左岸 上北郡おいらせ町黒坂谷地三五二番一地先 右岸 上北郡おいらせ町黒坂谷地三五三番一地先	海に至る場所

青森県告示第百四十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、八戸都市計画臨港地区に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県土木整備部都市計画課及び八戸市都市開発部都市政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

一 総括図

- 二 計画図
- 三 計画書

**公 告**

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十九年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項
- 次に掲げる土地の売却

所在地	地目	地積
八戸市大字河原木字海岸四の七三	雑種地	二、三二四・六八平方メートル
八戸市大字河原木字海岸四の七四	雑種地	四〇五・五七平方メートル
八戸市大字河原木字海岸四の七五	雑種地	三、九六二・二〇平方メートル
八戸市大字河原木字海岸四の七六	雑種地	四六・二四平方メートル
合 計		六、七三八・六九平方メートル

- 二 予定価格
  - 一 億三千四百七十七万三千八百円
- 三 入札に参加する者に必要な資格
  - 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

- 四 売却する物件を示す場所

八戸市大字河原木字海岸四の七三、八戸市大字河原木字海岸四の七四、八戸市河原木字海岸四の七五及び八戸市大字河原木字海岸四の七六

- 五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県土整備部港湾空港課

- 六 入札及び開札の場所及び日時

- 1 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁東棟六階A会議室

- 2 日時

平成十九年三月十六日 午前十時十五分

- 七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

- 八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

- 九 代金の納入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

- 十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 当該物件については、用途を指定し、十年間の買戻し特約を付す。

指定する用途

保管施設用地、流通施設用地、旅客施設用地、港湾関連業務施設用地、福利厚生施設用地、作業基地用地及び以上に付随するものとする。

3 平成十九年三月九日午前十時三十分から、八戸市大字河原木字海岸四の七三において現場説明を行う。

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十

二年政令第十六号) 第六十七条の六の規定により公告する。

平成十九年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる土地の売却

所在地	地目	地積
八戸市沼館四丁目一の一〇	宅地	二、六二四・九二平方メートル
八戸市沼館四丁目一の二〇〇	宅地	一、一七・二四平方メートル
合 計		二、七四二・一六平方メートル

二 予定価格

五千七百五十八万五千三百六十円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

八戸市沼館四丁目一の一〇及び八戸市沼館四丁目一の二〇〇

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目一の一  
青森県土整備部港湾空港課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市長島一丁目一の一  
青森県庁東棟六階A会議室

2 日時

平成十九年三月十六日 午後一時十五分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額(入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 当該物件については、用途を指定し、十年間の買戻し特約を付す。

指定する用途

都市再開発に伴う商業施設用地及びこれに付随するものとする。

3 平成十九年三月九日午後一時十五分から、八戸市沼館四丁目一の一〇において現場説明を行う。

### 公安委員会

青森県公安委員会告示第二十号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号) 第五条の三第一項の規定により、猟銃若しくは空気銃の所持の許可を受けようとする者に対する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和三十三年政令第三十三号) 第五条の八第二項の規定により公表する。

平成十九年三月二日

青森県公安委員会委員長 橋本 八右衛門

一 講習会の日時及び場所



開	催	日	時	講
年月日	受付時間	講習時間	講習場所	
平成十九年 四月十三日	午前八時三十分か ら午前八時五十五 分まで	午前九時から午後 四時まで	弘前市大字八幡町三丁 目三の二 弘前警察署	
六月三日	午前九時から午前 九時二十五分まで	午前九時三十分か ら午後四時三十分 まで	青森市中央三丁目一七 の一 アピオあおもり	
七月十八日	午前八時三十分か ら午前八時五十五 分まで	午前九時から午後 四時まで	八戸市城下一丁目一六 の二五 八戸警察署	
八月二十九日	"	"	五所川原市字栄町六の 一 五所川原警察署	
十二月五日	"	"	十和田市西六番町一の 四一 十和田警察署	

二 講習科目

- 1 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 2 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 3 猟銃用火薬類に関する法令

三 受講者の資格  
青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

四 受講手続

- 1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察署に、猟銃等講習受講申込書二通に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）二枚を添えて提出すること。
- 2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。

五 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、講習会における講習を受けた者について、所定の科目を修得したかどうかを審査し、これらの科目を修得したと認められる場合に交付する。

青森県公安委員会告示第二十一号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、猟銃若しくは空気銃の許可の更新を受けようとする者に対する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第五条の八第二項の規定により公表する。

平成十九年三月二日

青森県公安委員会委員長 橋本 八右衛門

一 講習会の日時及び場所

開	催	日	時	講
年月日	受付時間	講習時間	講習場所	
平成十九年 四月二十三日	午後零時三十分 から午後零時五 十五分まで	午後一時から午 後四時まで	八戸市城下一丁目一六の 二五 八戸警察署	
五月十一日	"	"	弘前市大字八幡町三丁目 三の二 弘前警察署	
五月十八日	"	"	三沢市平畑一丁目一の三 八 三沢警察署	
五月二十五日	"	"	むつ市中央一丁目三の三 三 むつ警察署	
六月十二日	"	"	三戸郡三戸町大字川守田 字関根四一 一 三戸警察署	
六月二十一日	"	"	黒石市北美町二丁目四七 の一 黒石警察署	
七月一日	"	"	青森市中央三丁目一七の 一 アピオあおもり	
七月十一日	"	"	五所川原市字栄町六の一 五所川原警察署	
七月二十六日	"	"	三戸郡五戸町字下毛沢向 一三の六 五戸警察署	

三月七日	二月二十一日	二月六日	平成二十年 一月二十三日	十二月二十一日	十二月十二日	十一月二十五日	十一月八日	十月二十八日	十月十八日	十月十一日	十月四日	九月二十七日	九月十四日	九月七日	八月二十一日
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
弘前市大字八幡町三丁目 三の二 弘前警察署	十和田市西六番町一の四 十和田警察署	黒石市北美町二丁目四七 の二 黒石警察署	青森市大字荒川字藤戸一 一九の七 青森県総合社会教育 センター	五所川原市字栄町六の一 五所川原警察署	八戸市城下一丁目一六の 二五 八戸警察署	弘前市大字末広四丁目一 〇の一 弘前市総合学習 センター	むつ市中央一丁目三の三 三 むつ警察署	三戸郡三戸町大字川守田 字関根四の一 三戸 ジョイワーク三戸	十和田市西六番町一の四 一 十和田警察署	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田 中師苗代沢三 外ヶ浜警察署	八戸市城下一丁目一六の 二五 八戸警察署	西津軽郡鰯ヶ沢町大字本 町二七 鰯ヶ沢警察署	三沢市平畑二丁目一の三 八 三沢警察署	弘前市大字八幡町三丁目 三の二 弘前警察署	上北郡七戸町字大沢五七 の四九 七戸警察署

三月十四日	"	"	上北郡野辺地町字新町裏 の一の二 野辺地警察署
-------	---	---	----------------------------

二 講習科目

- 1 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 2 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 3 猟銃用火薬類に関する法令

三 受講者の資格

青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者

四 受講手続

- 1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察署に、猟銃等講習受講申込書二通に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）二枚を添えて提出すること。
- 2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。

五 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、講習会における講習を受け、所定の科目を修得した者に交付する。

正 誤

農村整備課

発行年月日 発行番号	区分	ページ	段	行	誤	正
平成五・七六 第二二〇〇号	出先機関	五	下	表中	区画整理事業	川原田地区区画 整理事業
平成九・二二 第二七四五号	出先機関	四	上 下	表中	二ツ森 圭	二ツ森圭吉

<p>(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県</p>	<p>(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社</p>
<p>毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭</p>	